

平成22年5月12日

各位

会 社 名 株式会社ナナオ

代表者名 代表取締役社長 実盛祥隆

(コード番号6737東証第一部)

問合せ先 執行役員 総務部長 小島秀典

TEL 076 (275) 4121

# 当社株式の大量取得行為への対応方針(買収防衛策)に関するお知らせ

当社は、平成19年6月21日開催の当社第40回定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、同日より発効(有効期限を、平成22年6月30日までに開催される当社第43回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の終結の時まで。)しております「当社株式の大量取得行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「現対応方針」といいます。)につきまして、その後の関係法令の改正や社会・経済情勢の変化等も勘案しつつ、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、現対応方針についてさらなる検討を進めてまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成22年5月12日開催の当社取締役会において、同年6月24日開催予定の当社第43回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針を一部見直したうえで、当社株式の大量取得行為への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を継続することを決定いたしました。変更の概要は下記のとおりです。本対応方針を決定した当社取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

本対応方針の内容につきましては、添付1をご参照下さい。

なお、平成22年3月31日現在における当社の大株主の状況は、添付2のとおりです。また、 当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申 し添えます。

記

# [現対応方針からの変更の概要]

- 1) 対抗措置の発動を決定した後においても、状況の変動によりその発動を中止することがあり得る旨を明記するとともに、対抗措置の発動の中止により、対抗措置の発動決定後、当社株式の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様が、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある旨を追記しました。
- 2) 具体的対抗措置の一例として、株主割当てにより新株予約権を発行する場合における 新株予約権に関して、取得条項を設けて大規模買付者の新株予約権を取得する場合に おいて、大規模買付者に対する取得対価として現金の交付は行わない旨を明記しまし た。
- 3) その他、本対応方針の合理性や妥当性についての説明の追加や株券電子化に伴う記載 の修正等所要の修正を行いました。

以上

# 当社株式の大量取得行為への対応方針(買収防衛策)

# I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(「会社 支配に関する基本方針」)

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

ただ、当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

つきましては、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであり、このような買付行為に関する一定の合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考えます。

# Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記Ⅲに記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社は、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること、及び当社のステークホルダー(株主・取引先・社員・地域)との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。

当社は昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、金融市場やアミューズメント市場、医療・グラフィックス市場等の分野においてそれぞれの分野に適した製品を開発することで事業領域を拡大させてまいりました。平成19年2月には新たな事業領域として航空管制(ATC)市場に参入し、また、医療市場向け事業における当社の製品力・サービス力を飛躍的に向上させるため、独Siemens AG社の医療市場向けモニター事業を、平成19年10月に譲受けました。更に、産業用モニターという新たな分野への進出と成長機会を捉えるため、平成21年2月末には、独eg-electronic社から産業用モニター、航空管制用モニター、及びモニター用コントローラーボード事業を譲受けました。今後もこれらの事業領域の成長に加え、当社の固有技術が発揮できる周辺事業を育成することにより、一層の企業価値向上に努めてまいります。

今後当社が一層成長し、企業価値を高めていくために必要とする主要な経営資源・施策は次のとおりであります。これらの経営資源は当社が永年培ってきたもので、競争力の源泉ですが、一層の進化・深化を平成 21 年度を初年度とする第三次中期経営計画(平成 21年3月3日策定、3ヵ年計画)の遂行の中で実現し、会社をさらに強固にしていく考えです。

- ① 顧客ニーズ及び品質と人間工学を徹底的に追求した最先端の製品を提供
- ② 機構設計、ASIC開発設計、画像処理等のハード技術、ファームウェア、システムソフトウェア等のソフト技術、環境適合や信頼性評価等の周辺技術の深化
- ③ 各製品間で開発、調達、生産、販売、品質管理の全てにおいてシナジーをとった事

業プラットフォームを形成

④ 資材調達先や国内外の代理店等の販売先をはじめとする取引先との長期的パート ナーシップによる安定的なビジネスの推進

株主還元につきましては、当社は従来から株主の皆様への利益の還元が経営上の重要課題のひとつと考えており、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としてまいりました。今後も、事業拡大のための設備や研究開発投資等に必要となる内部資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案しながら株主の皆様へ利益の還元を行ってまいります。

株主への還元率(総還元性向)は、連結当期純利益の30%から40%を目標水準とし、それを達成すべく収益基盤の強化に努力してまいります。

上記取組みは、当社グループの価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記Iで述べた会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

# Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記Iで述べた会社支配に関する基本方針に基づき大規模買付ルールを設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとし、これらを取り纏めて当社株式の大量取得行為への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)として以下のとおり定めます。

#### 1. 本対応方針導入の必要性

上記IIで述べましたような事業を遂行している当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる企業価値ひいては株主価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有の是非を検討するうえで重要な判断材料となります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえ意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆

様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が当社取締役会から提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主価値に合致すると考え、本対応 方針を定めることとしました。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主 共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則に準拠して おります。

# 2. 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたっては、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名とし、当社取締役会が、社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等を対象として選任するものとします。なお、平成22年5月12日時点での独立委員会委員の氏名及び略歴は、別紙1のとおりです。

取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否か決定するときは、独立委員会に諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。独立委員会は、当社の費用で、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

## 3. 本対応方針の内容

当社は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、以下の大規模買付ルールに従っていただくこととします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断 及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」と いいます。)を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及 び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額、買付等及び関連する取引の 実現可能性等を含みます。)
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当 社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその 内容

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会は速やかにその旨を開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。具体的な期間の設定は、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### 注1:特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同 法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその 共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保 有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)又は、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

#### 注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券 等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

# 4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例えば、

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、
- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、 企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させ るなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜け

をする目的で株式買収を行っている場合、

⑤ 買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行う場合(いわゆる強圧的二段階買収)

については、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえた上で例外的に対抗措置を採ることの適否について独立委員会に必ず諮問することにし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会が諮問するかかる例外的な対抗措置の具体的内容については後記(2)をご参照ください。

対抗措置の発動又は不発動は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとすることにより、取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けています。また、上記取締役会の決定に際しては、当社監査役会の賛同を得た上で決定することとし、取締役会の判断の公正さを担保します。

# (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会決議をもって決定することといたします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

# (3)対抗措置発動の停止等について

上記Ⅲ 4. (1) に記載の例外的措置をとること、又は上記Ⅲ 4. (2) に記載のとおりの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会は独立委員会の勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の中止又は発動の停止を行うことがあります。なお、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、対抗措置の中止又は発動の停止は、新株予約権の行使期間開始日の前日までに限り行います。

当社取締役会はこのような対抗措置の中止、発動の停止を行う場合は速やかにお知らせいたします。

# 5. 株主・投資家に与える影響等

# (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び 投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

# (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の 皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社が当社株式の交付と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付した新株予約権が発行された場合、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定したときには、行使に際して払込むべき金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、当社は、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後であっても、上記4.

(3)に記載の手続きに従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日までの間においては新株予約権の割当てを中止し、新株予約権の割当て後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに当該新株予約権を無償取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### 6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、平成22年6月24日開催予定の当社第43回本定時株主総会における株主の皆様の承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中に、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。かかる場合には、その廃止の事実又は変更内容を速やかにお知らせします。

また、前述のとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される 取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもと で選任された取締役で構成される取締役会によって、本プランを廃止することが可能です。 従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させ てもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、取締役任期 を一年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取 締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収 防衛策)でもありません。

# IV. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益 を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

# (1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記Iで述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

### (2) 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

#### (3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動などに際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置など、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上から、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

以 上

# 独立委員会委員の氏名及び略歴

井関 英恒(いせき ひでつね)

昭和18年4月23日生まれ

昭和 41年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほコーポレート銀行及び

株式会社みずほ銀行)入行

平成 5年6月 同行取締役ニューヨーク支店長

平成20年6月 当社社外取締役(現任)

上野 英一(うえの えいいち)

昭和28年7月21日生まれ

昭和51年4月 株式会社北陸銀行入行

平成 16 年 6 月 同行石川地区事業部副本部長兼金沢支店長平成 18 年 6 月 同行福井地区事業部副本部長兼福井支店長

平成 20 年 6 月 同行常任監査役

平成21年6月 当社常勤監査役(現任)

久保 雅史(くぼ まさふみ)

昭和15年4月23日生まれ

昭和 52 年 4 月弁護士登録(現任)平成 7 年 6 月当社監査役(現任)

- ※ 井関 英恒氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役の要件を満たす社外取 締役です。
- ※ 上野 英一及び久保 雅史の両氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役の 要件を満たす社外監査役です。
- ※ 平成 22 年 6 月 24 日開催予定の当社第 43 回定時株主総会において、新任取締役候補者 の寺田 雄一氏が当社取締役(会社法第 2 条第 15 号に規定される社外取締役の要件を 満たす社外取締役)に選任された場合、同日付をもって同氏を独立委員会委員に選任 する予定です。また、井関英恒氏は、同株主総会終結の時をもって当社取締役及び独 立委員会委員を退任されます。

寺田 雄一氏の略歴等は次のとおりです。

寺田 雄一(てらだ ゆういち)

昭和17年7月8日生まれ

昭和 40年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほコーポレート銀行及び

株式会社みずほ銀行)入行

平成 元年8月 同行三鷹支店長

平成 3年5月 日清食品株式会社(現 日清食品ホールディングス株式会社)

財務部長

平成 4年6月同社取締役平成 10年6月同社常務取締役平成 12年6月同社常勤監査役平成 21年6月同社常勤監査役退任

以上

# 新株予約権概要

#### 1. 新株予約権の割当ての方法

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1 株につき 1 個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く)総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

1回の割当における新株予約権の総数は、当社取締役会が定める基準日終了時点での発行済株式総数(当社の有する当社普通株式の数を控除する。)と同数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件、取得条項

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者(但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。)も、新株予約権を行使することができない(これらの行使条件を以下「本行使条件」という)。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

取得条項については、本行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。また、本行使条件により新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1か月間から3か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。新株予約権の割当てがその効力を生ずる日その他の事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

# 当社の大株主の状況

平成22年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

株 主	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1, 550, 600	6. 95
村田 泰隆	1, 135, 240	5. 09
村田 恒夫	1, 135, 240	5. 09
村田 直樹	1, 135, 240	5. 09
高嶋 哲	1, 083, 840	4. 86
村田 ヒロシ	902, 040	4. 04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	739, 100	3. 31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	686, 800	3. 08
株式会社北國銀行	575, 900	2. 58
株式会社北陸銀行	547, 600	2. 45

- 注:1. 出資比率は自己株式(409,934株)を控除して計算しております。
  - 2. 上記大株主のうち、創業家ならびに創業家に関係する株主は、村田泰隆、村田恒夫、村田直樹、高嶋 哲及び村田ヒロシです。

以上